

平成24年

2月20日から新しい住所の表し方に

【会社・法人の登記事務は、広島法務局（広島市中区上八丁堀 6-30）法人登記部門が、一括して取扱うことになりました】

会社及び法人のみなさまへ

このたび、会社及び法人の所在地とされている熊野町内の一部の地区について、住居表示を実施することになりました。そのため、会社及び法人の住所の変更登記が必要となります。お手数ではありますが、実施日2月20日以降、定められた期間内に必要な手続きをして頂きますようお願いいたします。

住居表示による住所変更のための登記の場合、同封の通知書を添付すると登録免許税は免除されますが、その他の費用について町においては、一切負担することができませんのでご了承ください。

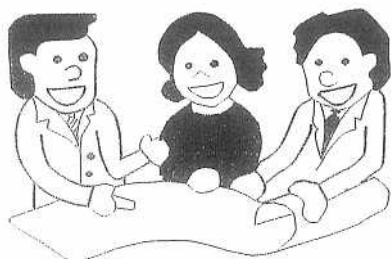
住居表示実施による会社及び法人の変更登記について

項 目			必 要 書 類（各1通） （代理人による申請は、委任状が必要となります）			登記期間	提出先	備 考
			同封の住居表示通知書 （又は住居表示証明書）	変更登記申請書 ※注意事項①参考	本店において変更登記をした登記簿謄本(抄本)			
本店の所在地が変更になった場合 （支店がない場合）			○	○		2週間以内	広島法務局 （広島市中区 上八丁堀 6-30）	書留郵便での 郵送も可能
本店・支店の 区別がある会社・法人	本店の所在地が実施区域内で変更となり	実施区域内にある本店の手続き	○	○		2週間以内		
	支店の所在地が実施区域外にある場合	実施区域外にある支店の手続き		○	○	3週間以内	支店所在地を 管轄する法務局	書留郵便での 郵送も可能
	本店の所在地が実施区域外にあり	実施区域外にある本店の手続き	○ （支店の住居表示通知書又は証明書）	○		2週間以内	本店所在地を 管轄する法務局	書留郵便での 郵送も可能
	支店の所在地が実施区域内で変更となった場合	実施区域内にある支店の手続き		○	○	3週間以内	広島法務局	書留郵便での 郵送も可能
代表者（代表取締役、理事長等） の住所が変更になった場合 ※注意事項②参考		本店 （支店は不要）	○ （代表者の住居表示通知書又は証明書） ※特例有限会社の場合は、監査役等も必要	○		2週間以内	広島法務局	書留郵便での 郵送も可能

【注意事項】

- ①変更登記申請書には、会社・法人の代表者届出印の押印が必要になります。
- ②特例有限会社の場合は、取締役及び監査役の住所も含まれます。

所在地の変更登記をしないと、新しい住所での資格証明書及び印鑑証明書は発行されませんのでご注意ください。



手続きについて

1. 会社以外の法人は、「本店」を「主たる事務所」、「支店」を「従たる事務所」と読みかえてください。
2. 会社・法人の変更登記申請書、所有権登記名義人表示変更の登記申請書は、役場でも用意しております。
3. 会社・法人の所在地、会社・法人の代表者の住所が各々実施区域内にある場合は、一枚の申請書で手続きができます。会社・法人及び代表者の住居表示変更通知書を各1通添付してください。
4. 続きの詳細については、広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。
5. 通知書を紛失された場合は、2月20日以降に、役場住民課【電話820-5604】で、通知書にかわる証明書を発行します。（その場合は、申請書に氏名・住所等を記載してもらいます。）

お問合せ先

広島法務局法人登記部門
熊野町建設部建設課土地管理室

電話 082-228-5134
電話 082-820-5607